

〈施策5〉 個々の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進

障害のある幼児、児童、生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するため、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を推進します。

【取組項目】

- ▶ 通常の学級に在籍する発達障害児などに対する支援に取り組みます。…………… P41
- ▶ 障害のある児童生徒などの社会参加や就労促進に取り組みます。…………… P42
- ▶ 障害のある児童生徒などへの支援充実と教員の専門性向上を図ります。…………… P43
- 事業紹介 …………… P44
- 総括的評価 …………… P45

【取組項目】

▶ 通常の学級に在籍する発達障害児などに対する支援に取り組みます。

■ 取組項目の点検（平成22年度の具体的な取組状況～主な事業～）

(1) 高校生のための相談等総合支援事業（学校教育課）

概要	高校生の学習・生活面での不応等から早期から適切に対応できるようにするため、総合支援推進員を配置し、相談・支援の場を設置するとともに、教員研修会を実施するなど、高等学校内における相談等総合支援体制の整備を推進する。		
計画	<ul style="list-style-type: none"> ・総合支援推進員の配置→県立高等学校6校(6人) ・教員研修会の開催→3回(279人) ・相談・支援の場の設置 	実績	<ul style="list-style-type: none"> ・総合支援推進員の配置→青森東高校等6校(6人) ・教員研修会の開催→3回(389人) ・相談・支援の場の活用状況(生徒117人、延べ674回)

■ 取組項目の評価（点検結果を踏まえた評価）

<成果>

- ◆ 高校生のための相談等総合支援事業では、平成21年度・22年度の2か年事業として、高校生の学習・生活面での不応等に対応するため、県内6地域の県立高等学校6校に総合支援推進員を配置し、相談・支援の場を設置するなど、支援体制の整備及び教員の特別支援教育に関する理解推進を図るための教員研修会を行った。事業協力校6校では、きめ細かな実態把握が行われ、生徒の支援に関する教員の共通理解を行う校内支援体制が整備された。また、その取組の成果を「高校生のための相談等総合支援事業実施報告書」として取りまとめ、県内のすべての県立高等学校へ配布したことで、校内支援体制の整備や指導に関するノウハウの普及が進んだ。

<課題等>

- ◆ 学習や生活面で不応を示す生徒の支援については、すべての高等学校教員の専門性の向上と相談等総合支援体制の更なる充実が必要であるため、高校生のための相談等総合支援事業で作成した実施報告書を活用しながら、各学校の生徒や地域の実情に応じた取組を推進するとともに、各学校の特色ある実践について情報共有を進めていく。

【取組項目】

▶ 障害のある児童生徒などの社会参加や就労促進に取り組みます。

■ 取組項目の点検（平成22年度の具体的な取組状況～主な事業～）-----

(1) 特別支援学校就職促進事業（学校教育課）

概要	特別支援学校高等部生徒の主体的な職業意識を育成するとともに、生徒と事業所等との相互理解を促進する。		
計画	・インターンシップ協力事業所数:471箇所	実績	・インターンシップ協力事業所数:547箇所 ・参加生徒数(569人)

※インターンシップ・・・学生が一定期間企業等の中で研修生として働き、就業体験を行える制度。

(2) 特別支援学校キャリア教育充実事業(学校教育課) →事業紹介(P.44)

概要	県内6地域の特別支援学校6校にスクールジョブマネージャーを配置し、生徒の働く力と生活する力の向上を図るとともに、地域の労働や福祉等の人材が一体となり支援を行っていく体制づくりを進める。		
計画	・スクールジョブマネージャーの配置→特別支援学校6校に各1人(青森第二高等養護学校、森田養護学校、弘前第一養護学校、七戸養護学校、むつ養護学校、八戸第二養護学校) ・就労生活支援連絡会の設置→県内6地区 ・地域の人材を活用した授業の実施→県立特別支援学校19校	実績	・スクールジョブマネージャーの配置→同左 ・就労生活支援連絡会→同左 ・地域の人材を活用した授業の実施→同左

■ 取組項目の評価（点検結果を踏まえた評価）-----

<成果>

- ◆ 特別支援学校就職促進事業では、平成16年度から、特別支援学校高等部生徒について、将来必要な技能、態度、働く力を育成し、生徒の進路決定に関する生徒及び事業所等の相互理解を促進するため、事業所や福祉施設等におけるインターンシップに取り組んでいる。平成22年度は、547箇所の事業所で569人の生徒がインターンシップを行い、生徒及び事業所等の相互理解が深まったことにより、就職者数の拡大につながった。
- ◆ 特別支援学校キャリア教育充実事業では、平成22年度・23年度の2か年事業として、県内6地域の特別支援学校6校に職業安定所OB等の「スクールジョブマネージャー」を配置し、障害のある生徒の就労や生活を支援する体制の構築や地域の人材を活用した進路指導・職業教育の充実に取り組んでいる。
平成22年度は、県内6地域において、「就労生活支援連絡会」を設立し、障害者の就労や生活に関わる関係者の連携を深めたことで、生徒がグループホームでの生活体験をしながら事業所へ通い、インターンシップを行うなどの生活と就労の体験・実習を総合的に実施する体制が構築された。また、全ての県立特別支援学校で、ホテルや清掃業者等の人材を活用して、進路に係る授業等を実施し、生徒が職場実習前に専門的な知識や技術を学ぶ機会を提供した。生徒からは、「学校の授業で教えてくれた人がいたので、緊張しないで実習することができた」などの感想があった。

<課題等>

- ◆ 特別支援学校高等部生徒の就職を促進していくためには、引き続きインターンシップを受け入れる事業所等の拡大に努めるとともに、事業主及び生徒が安心してインターンシップに取り組むための支援を行っていく必要がある。
- ◆ 障害のある児童生徒の自立と社会参加を促進するためには、より实际的・具体的・体験的な学習が必要であり、そのためには、地域の産業界や県の関係機関等と連携して、職業教育や進路指導をより一層充実させる必要がある。平成23年度は、「就労生活支援連絡会」における情報交換や研修を充実させ、組織の強化を図っていくとともに、地域の人材を活用した指導については、生徒一人一人の多様な進路希望に対応できるよう人材の発掘に取り組む。

【取組項目】

▶ 障害のある児童生徒などへの支援充実と教員の専門性向上を図ります。

■ 取組項目の点検（平成22年度の具体的な取組状況～主な事業～）

(1) 特別支援教育総合推進事業(学校教育課)

概要	幼稚園、保育所(園)、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において、発達障害を含む全ての障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加に向けて、指導・支援の充実を図る。		
計画	・各地区特別支援連携協議会の設置→6地区 ・教員研修会の開催→19回	実績	・各地区特別支援連携協議会の設置→同左 ・教員研修会の開催→21回(参加者2,020人)

■ 取組項目の評価（点検結果を踏まえた評価）

<成果>

- ◆ 特別支援教育総合推進事業では、平成22年度から、各地区の特別支援教育の推進を図るため、特別支援学校が中心となり、早期教育相談及び小中学校、高等学校等への支援を行うとともに、各関係機関との連携を強化するための取組を行った。

特別支援学校の教員が中心となり、各校からの要請に応じ巡回相談を行ったり、各地区の実情を踏まえた教員研修会を行うことにより、小中学校等の教員の発達障害等に対する障害理解が深まり、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援が充実した。また、各地区特別支援連携協議会に市町村教育委員会や関係機関の職員が新たに参画するなど、地区毎の特別支援教育に関する連携が深まった。

<課題等>

- ◆ 障害のある幼児児童生徒への支援の充実のため、これまでの実践成果を県内に普及させ、各学校における校内委員会の機能を強化するなど、校内支援体制を更に充実させる必要があるため、各校の特別支援教育コーディネーターの資質向上と教員の特別支援教育に関する専門性の向上をより一層推進していく。

※特別支援教育コーディネーター：各学校における特別支援教育の推進のために、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関との連絡・調整、保護者の相談窓口などの役割を担っている教員

一口メモ 特別支援教育とは？

特別支援教育とは、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、通常の学級に在籍する学習障害や注意欠陥多動性障害、高機能自閉症も含めるとした新しい理念に基づいた教育であり、平成19年4月に学校教育法に位置づけられました。

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校では、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対して一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服し、自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するために、適切な指導及び支援を行うことが大切です。

特別支援教育をめぐる最近の動向として、障害の重度・重複化や多様化への対応、発達障害のある幼児児童生徒への適切な指導の必要性の高まり、後期中等教育における特別支援教育の体制整備や進路支援などがあげられています。

特別支援学校キャリア教育充実事業

【目的】

特別支援学校高等部生徒の一層の進路実現を果たすため、特別支援学校のキャリア教育を支援する地区関係者の組織化を図るとともに、地区の人材を授業等に活用し、進路指導や職業教育に関する指導方法等の充実を図る。

【事業概要】

(1) 地区の人材による支援体制の組織化

22年度は、地区の人材による支援体制を確立するため、県内6地区ごとに、事業主や施設運営者等の地区関係者による就労生活支援連絡会を組織し、延べ10回開催した。23年度は、組織の強化・拡充を図るため、本連絡会において、参加する各機関の事業内容や障害者支援の実情等の情報交換、また、実習等における支援事例の研修を実施する。

(2) 進路指導及び職業教育に関する指導の充実

22年度は、全ての県立特別支援学校において、地区の人材を活用した進路に係る授業(写真1・2)等を実施した。23年度は、生徒の働く力と生活する力、教員の指導力の向上を図るため、生徒の実態や進路希望等に応じて、さらに、地区の人材を発掘し、授業等に活用する。併せて、今後の指導に役立てるため、地区の人材のリストを作成する。

(3) スクールジョブマネージャーの配置

学校と地区の人材との連携を強化し、支援体制の組織化を図るため、地区の人材との連絡・調整等の役割を担うスクールジョブマネージャーを、県内6地区の特別支援学校6校に配置する。

(4) 青森県特別支援学校キャリア教育充実事業運営協議会の開催

全県的な支援体制の組織化や連携の強化を図るため、本運営協議会を年に2回(4月・2月)開催し、各地区の事業の進捗状況を確認するとともに、活動や事業の評価を行う。23年度は、本事業の成果を確認し、今後の課題について共通理解を図ることと、各地区の支援体制の充実を図る。

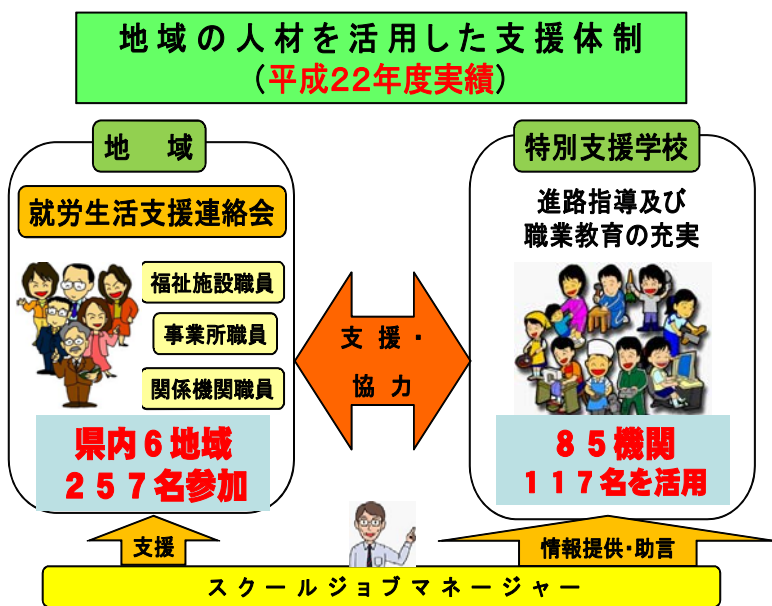


写真1：ホテルの方を招いての授業



写真2：清掃業社の方を招いての授業



○総括的評価

個々の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進

- 障害のある幼児児童生徒への支援の充実のためには、これまでの実践成果を県内に普及させ、各学校の実質的な機能強化を図るとともに、校種及び障害種別に応じた教員の専門性の向上が課題となっている。特別支援学校による早期教育相談や小・中・高等学校等への支援を行うほか、本人や保護者、教育、保健、福祉、労働等の関係機関との適切な連携により、地域支援の体制整備を進めていく必要がある。
- 学習や生活面で不応を示す生徒の支援について、県立高校に総合支援推進員を配置し校内における支援体制の整備を進めているが、すべての高等学校教員の専門性の向上と相談等総合支援体制の充実が課題となっている。これまでの取組で得られたノウハウを全ての県立高校が共有するとともに、教育課程の弾力的な編成や教科指導における配慮や工夫、多様な学習評価の取組など、生徒一人ひとりに応じた支援を各校の実情にあわせて行っていく必要がある。
- 国内外における障害者施策の進展、幼児児童生徒の障害の重度・重複化、発達障害を含む障害の多様化など、近年の特別支援学校を取り巻く状況の変化に対応し、教育、医療、福祉、労働等の関係機関の連携による支援が求められている。地域の産業界等との連携を深め、障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加に向けた職業教育や進路指導の一層の充実を図る必要がある。

<参考データ>

